

新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少した場合の加算（3%加算）について

○加算の概要

- ・新型コロナウイルスが流行する以前に比べて一定基準以上利用者数が減少している月の基本報酬に3%を加算します。
- ・連続して利用者数が減少している場合は3か月間算定可能です（延長届を提出することで最大6か月間算定可能）。

○算定条件について

- ・ある月の利用延人数が、以下のいずれかに該当した場合に、その翌々のサービス提供分から算定が可能です。
 - ①令和元年度の1月あたりの平均利用延人数と比較して5%以上減少
 - ②令和2年2月の平均利用延人数と比較して5%以上減少

○延利用者数の計算について

- ・「利用延人員数計算シート（通所介護・地域密着型通所介護・（介護予防）認知症対応型通所介護）」を活用し、算出します。

○算定届出について

- ・加算の算定・終了の際には「感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式」、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」「体制状況一覧表（地域密着型通所介護）」を提出してください。
- ・利用延人数が減少した翌月の15日までに届出をすれば、翌々のサービス提供分から算定可能です（令和3年4月サービス提供分から算定する場合は、4月1日までに届出をすれば算定可能）。
- ・算定後は毎月延利用者数を確認し、基準を満たさなくなった場合は、当該月の翌月15日までに届出をしてください。

○その他留意事項

- ・国の通知（介護保険最新情報 vol. 937、941）を熟読の上、算定してください。
- ・令和3年3月以降に利用延人員数が減少した場合も、その翌月15日までに届出を行えば、翌々のサービス提供分から算定することが可能です。